

安否確認・配食サービスについて(概要)

1. 安否確認・配食サービスの内容

日常生活において調理、買い物等をするのが困難で、他の支援を求めても食事をとることができない高齢者等（以下「要援助者」という。）の日常生活を支援するため、安否確認を兼ねた配食サービスを利用する際に必要な費用の一部を助成します。

2. サービスの対象となる方

要援助者で、以下の（ア）から（ウ）いずれかに該当する方。ただし、介護保険料の滞納がある方、安否確認ができる同居の方等がいる場合は、対象外となります。

（ア）65歳以上でひとり暮らしの方（担当：高齢福祉課）

（イ）65歳以上の高齢者のみの世帯（担当：高齢福祉課）

（ウ）身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方（担当：福祉支援課）

3. 申請について

「安否確認・配食サービス利用申請書」に必要事項を記入して、市担当課まで提出してください。

サービス利用の必要性を調査した後、申請者あてに可否判定結果を通知します。

※市もしくは市が指定した者（ケアマネージャー、地域包括支援センター）が調査をおこないます。

4. 利用方法について

市が指定する安否確認・配食サービス事業者へ注文（契約）をしてください。事業者がご自宅へ食事をお届けしますので、直接受け取ってください。受け取り際には、事業者が用意する確認票に受取印を押してください。

利用回数は、1日あたり昼食、夕食ともに1回ずつです。

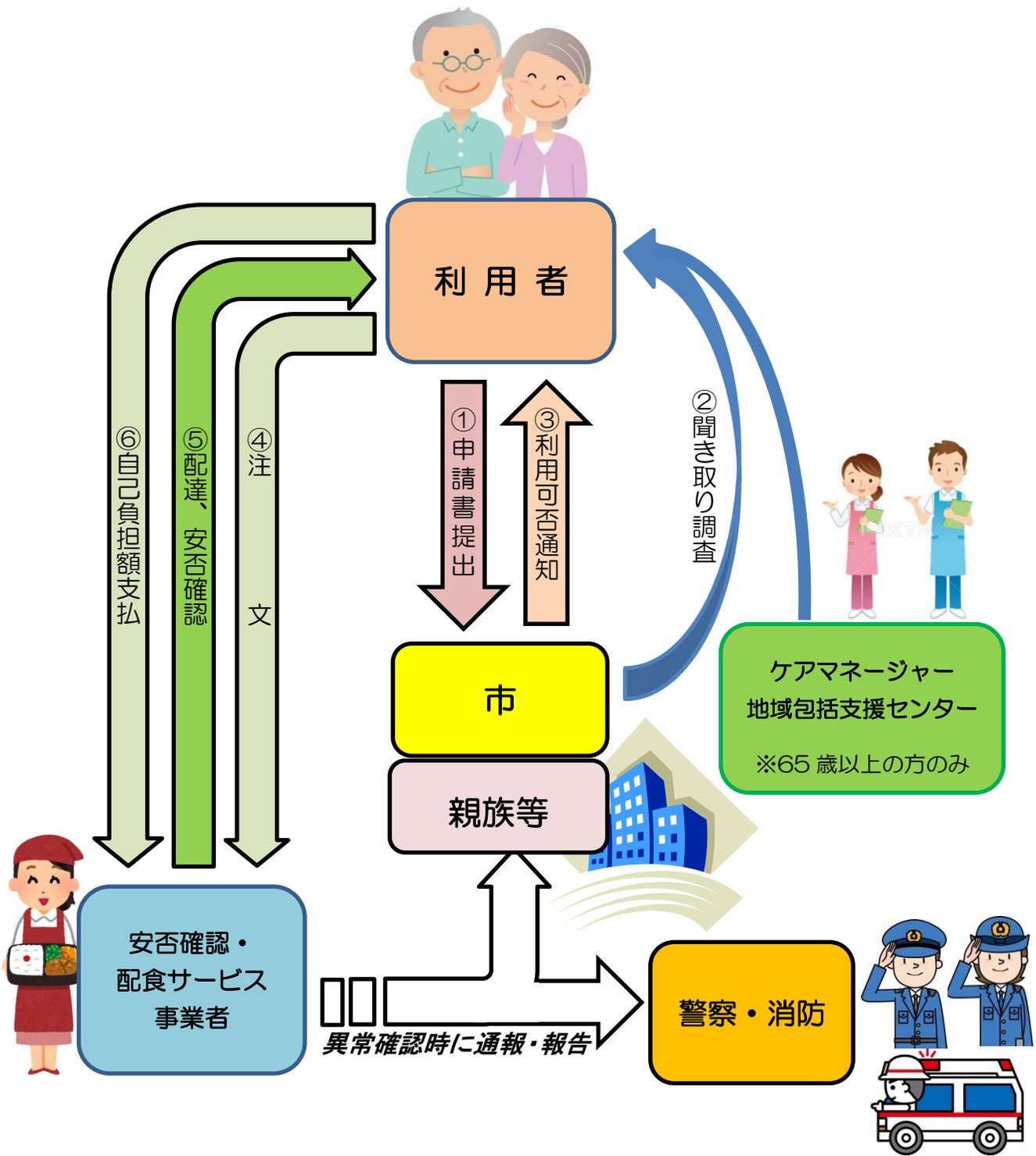
5. 利用料金

1食につき、昼食、夕食ともに食事代（事業者ごとに異なります）から200円（安否確認費）を引いた額を事業者にお支払いください。

6. 利用者に異常を感じた場合の対応について

事業者が食事をお届けした際に、利用者の体調不良等の異常を確認しましたら、事業者から親族、関係機関に連絡し、必要に応じ救急車要請等もおこないません。

申請から利用までの流れ



お問い合わせ先

可児市役所 電話 0574-62-1111(代表)

・65歳以上の高齢者の方、高齢者のみの世帯の方

⇒ 高齢福祉課 福祉政策係 内線 3221、3222

・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方

⇒ 福祉支援課 障がい福祉係 内線 3171、3172、3173、3183